

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	東久留米市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/joho/1005146/index.html

執行機関名 東久留米市長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東久留米市児童育成手当条例(昭和46年東久留米市条例第35号)に基づく児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(障害児を養育する者)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第6の項 東久留米市児童育成手当条例(昭和46年東久留米市条例第35号)に基づく児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)	東久留米市児童育成手当条例(昭和46年東久留米市条例第35号)第1条、第4条1項2号
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第4条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、東久留米市の区域内に住所を有するものに支給する。 (1) 父又は母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童 (2) 20歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有するもの
⑦独自利用事務の関連規範		東久留米市児童育成手当条例(昭和46年東久留米市条例第35号) 東久留米市児童育成手当条例施行規則(昭和46年東久留米市規則第35号)